

令和5年度食と生活を支える水循環システム保全活動促進事業取組拡大業務 企画提案実施要領

1 趣旨

この要領は、令和5年度食と生活を支える水循環システム保全活動促進事業取組拡大業務を委託する事業者を選定するための企画提案募集について必要な事項を定めるものである。

2 委託業務の内容

(1) 業務の名称

令和5年度食と生活を支える水循環システム保全活動促進事業取組拡大業務

(2) 目的

本業務は、多様な活動主体による「水循環システム」の保全に向けた取組を推進するため、県民の生活を送る上で身近な「水循環システム」に興味・関心を高めながら、保全に向けた取組を実践し、県民理解を深めていくことを目的とする。

「水循環システム」の保全とは、安心・安全な農林水産物を持続的に生産していくために重要な水資源が維持されるよう、山・川・海をつなぐ水の流れを一体的に捉え、環境を保全する取組を指す。

(3) 業務内容

業務仕様書（案）のとおり

(4) 委託業務の期間

契約締結日から令和5年11月30日までとする。

(5) 実績報告書

ア 受託者は、事業が完了した日から30日以内又は令和5年11月30日のいずれか早い日までに事業の実施概要を記録した実績報告書を県に1部提出し、その検査を受けること。検査の合格をもって本業務の完了とする。

イ 前項の実績報告書には、事業の実施年月日、内容、参加人数、写真等の事業実施状況が確認できる記録及び参加者の反応、事業実施による成果や課題等を含めること。

3 委託業務の上限額

1 提案30万円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

4 委託業務の対象経費

対象経費は、取組の実施に要する経費（人件費、謝金、交通費、使用料及び賃借料、消耗品費、役務費等）とする。ただし、備品購入費や施設整備等のハード事業に係る経費、経常的な運営費、その他事業との関連性が認められない経費については対象外とする。

なお、取組に係る広報は、県が協力する。

5 応募資格

本業務を適正に実施するための組織体制、事業規模を有するほか、次に掲げる条件を全て満たす事業者であること。

- (1) 県内に事業所を有する民間企業、NPO 法人、公益法人、農林水産業関係団体の事業者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規程により、本県における一般競争入札に参加できない者でないこと。
- (3) 参加申込書の提出期限の日から契約締結までの間に、国及び地方自治体の指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更正手続開始又は再生手続開始の決定後、知事の確認を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 宗教活動、若しくは政治活動を主たる目的とする団体、特定の公職者（候補者を含む）や政党などの推薦、支持、又は反対する目的の団体ではないこと。
- (6) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又はその構成員のいずれにも該当せず、かつこれらの利益になる活動をそれと知りながら行う者でもないこと。
- (7) 国税、本社所在地の都道府県税及び市町村税（複数県に支店等を有する場合は、支店等所在地の県税及び市町村税を含む。）を滞納している者ではないこと。

6 応募方法

以下により応募書類を作成・提出するものとする。

(1) 参加申込書（様式 1）

- ア 提出期限 令和 5 年 5 月 9 日（火）午後 5 時必着
- イ 提出部数 1 部
- ウ 提出方法 持参（土・日、祝日を除く。）又は郵送により提出すること。

(2) 企画提案書（様式 2）

- ア 提出期限 令和 5 年 5 月 17 日（水）午後 5 時必着
- イ 提出部数 7 部（正本 1 部、副本 6 部）
- ウ 提出方法 持参（土・日、祝日を除く。）又は郵送により提出すること。

7 質問の受付

本業務の内容・仕様等に関する質問がある場合は、次により受け付ける。

- (1) 提出書類 質問書（様式 3）
- (2) 受付期限 令和 5 年 4 月 20 日（木）午後 5 時必着
- (3) 受付場所 青森県農林水産部農林水産政策課
- (4) 提出方法 持参、郵送、メール又はファックスにより提出すること。
- (5) 回答方法 令和 5 年 4 月 24 日（月）に県ホームページに掲載する。

8 審査・選考方法

審査方法は書類審査により行い、最大3件の優秀提案を選考する。

(1) 実施方法

提出された資料について、青森県農林水産部農林水産政策課長が別に定める審査基準（別添「令和5年度食と生活を支える水循環システム保全活動促進事業取組拡大業務企画提案競技審査要領」）により、審査を行う。

(2) 評価項目

事業目的との整合性、遂行能力、実施内容、波及効果、経費積算

(3) 審査結果の通知

- ・企画コンペの審査結果は、採用・不採用にかかわらず参加者に速やかに通知する。
- ・審査内容に関する問合せや審査結果についての異議申立は受け付けない。

9 契約手続

県は、優秀提案者と応募書類を基に協議を行い、内容を精査した上で、改めて見積書を徴取し、随意契約により上限額の範囲内での委託契約を締結する。

10 その他

- (1) 提出期日までに企画提案書等が届かなかった場合、いかなる理由をもっても企画コンペに参加できない。
- (2) 応募者の提出する企画提案は1案とする。
- (3) 企画提案に要する経費及び提出に要する費用は、応募者の負担とする。
- (4) 応募資格を満たさない者の提出した書類又は虚偽の記載のあった書類は無効とする。
- (5) 提出された書類は、返却しないものとする。
- (6) 提出された書類は、選考作業において、必要な範囲で複製することがある。

11 スケジュール（予定）

令和5年4月20日（木）質問受付期限
4月24日（月）質問回答
5月9日（火）参加申込書提出期限
5月17日（水）企画提案書提出期限
5月18日（木）企画コンペ書類審査[契約候補者の選考]
～19日（金）
5月22日（月）審査結果通知
5月下旬 契約締結

12 問合せ先・書類提出先

〒030-8570 青森県青森市長島一丁目1-1
青森県農林水産部農林水産政策課 企画調整グループ 担当 佐藤技師
電話 017-734-9457、FAX 017-734-8133
E-mail: nosui@pref.aomori.lg.jp